

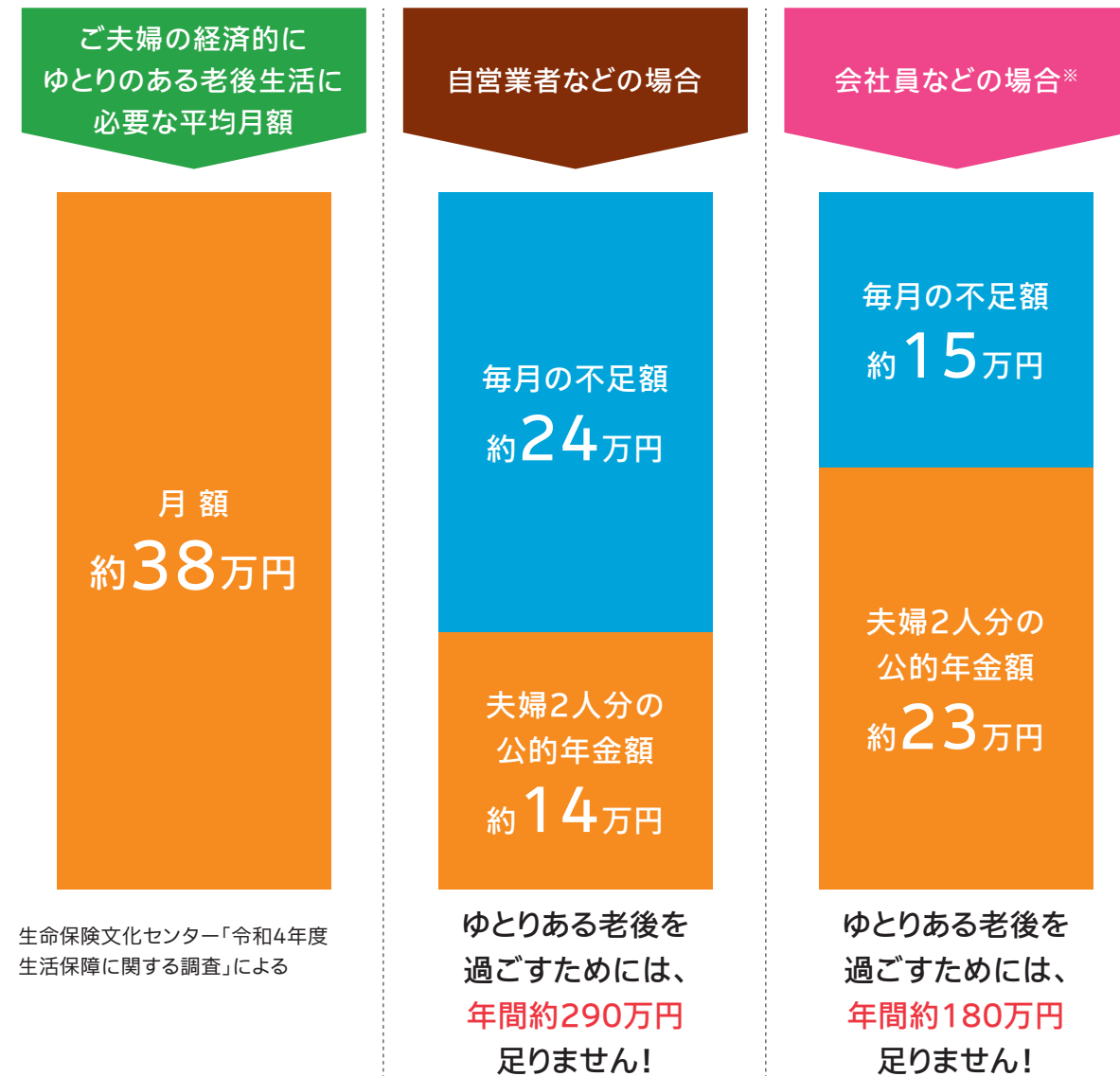
個人型確定拠出年金 ご加入のご案内



1 老後生活のための準備

ご自身で、公的年金の受取額(概算)や、ゆとりある老後生活に必要な費用を理解しておくことが大切です。

ご夫婦の老後生活に必要な費用と年金額



公的年金額は厚生労働省「令和6年度の年金額改定について」による

※会社員などの場合、「夫婦2人分の公的年金額」(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)は、平均的な収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)43.9万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額))の給付水準です。

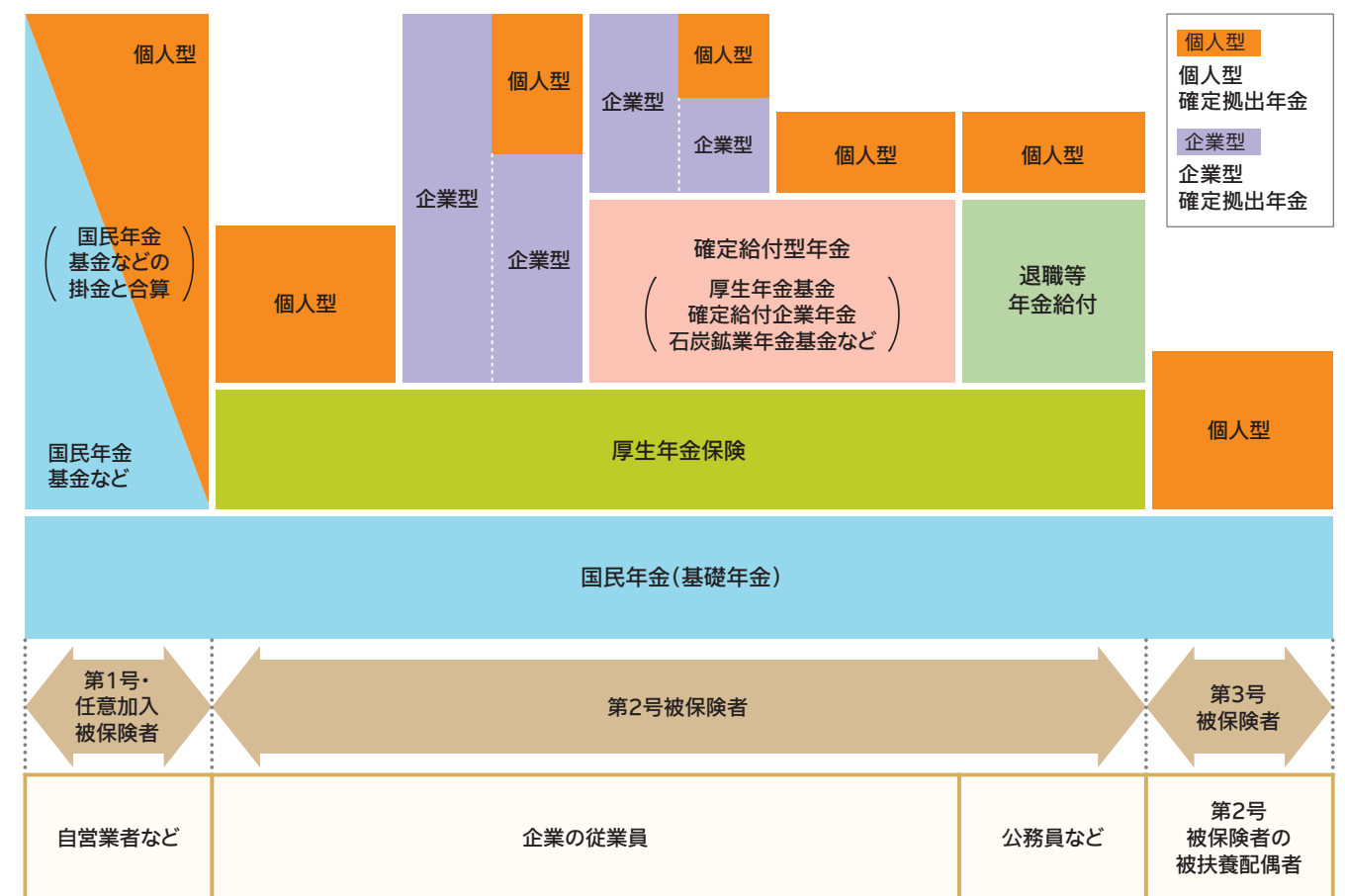
ゆとりある老後生活を送るために、ご自身で生活資金を準備することが大切です。
個人型確定拠出年金制度(iDeCo)は、老後の生活資金を準備するための制度のひとつです。

2 確定拠出年金制度の概要

確定拠出年金とは、事業主または加入者が拠出した資金をご自身の判断で運用し、一定年齢に達したときに給付を受けることができる制度です。
老後生活を安定させるための年金制度なので、制度からの脱退や資産の中途引き出しは原則できません。

「日本の年金制度」と確定拠出年金の位置づけ

日本の年金制度は以下のような構造になっています。
確定拠出年金の位置づけは、公的年金(国民年金・厚生年金保険)への上乗せです。
第2号被保険者については、勤務先が導入している年金制度によって確定拠出年金の位置づけが下図のいずれかとなります。



iDeCo(イデコ)とは、確定拠出年金普及・推進協議会で選定した個人型確定拠出年金の愛称です。
本資料では、個人型確定拠出年金のことを「iDeCo」、企業型確定拠出年金のことを「企業型DC」と記載します。



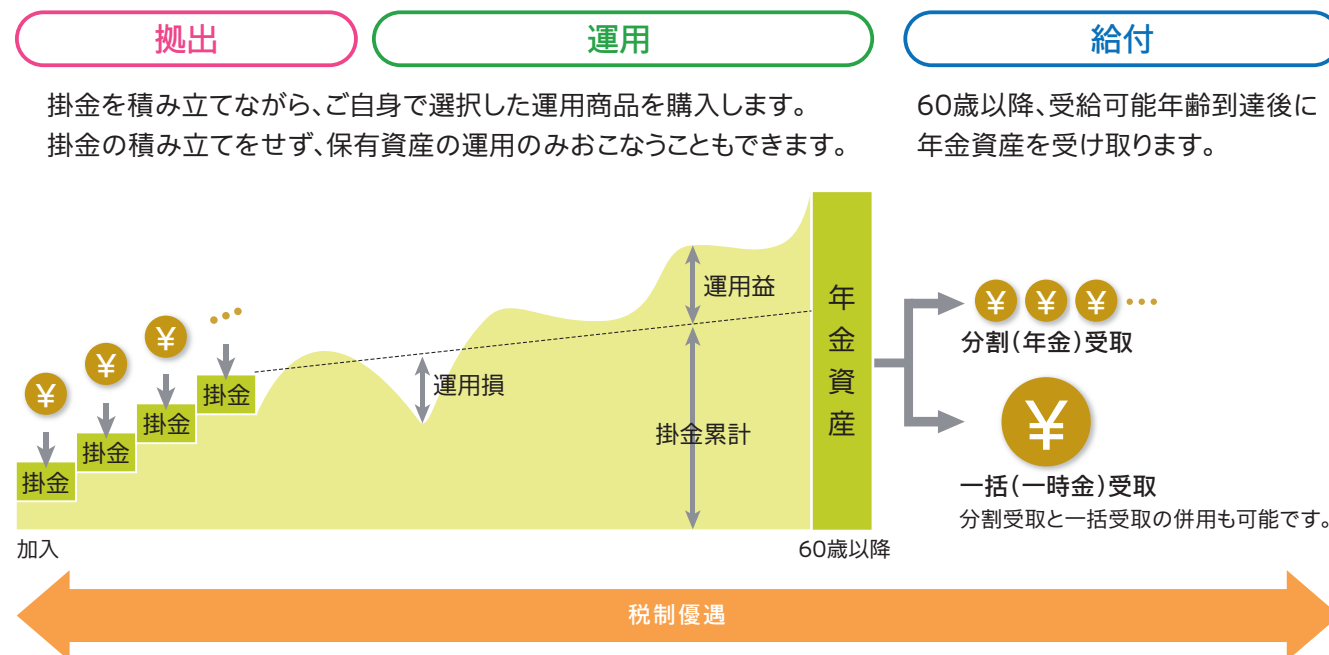
iDeCo普及推進キャラクター
「イデコちゃん」

3 iDeCoの特徴

iDeCoとは

iDeCoは、加入者が掛金を積み立てながらご自身の判断で運用し、一定年齢に達したときに給付を受けることができる制度です。

掛金の拠出時、運用時、給付時に税制優遇を受けることができます。



iDeCoの加入対象者と掛金限度額

加入対象者(掛金を積み立てることができる方)と国民年金の被保険者種別ごとの掛金限度額は以下の通りです。

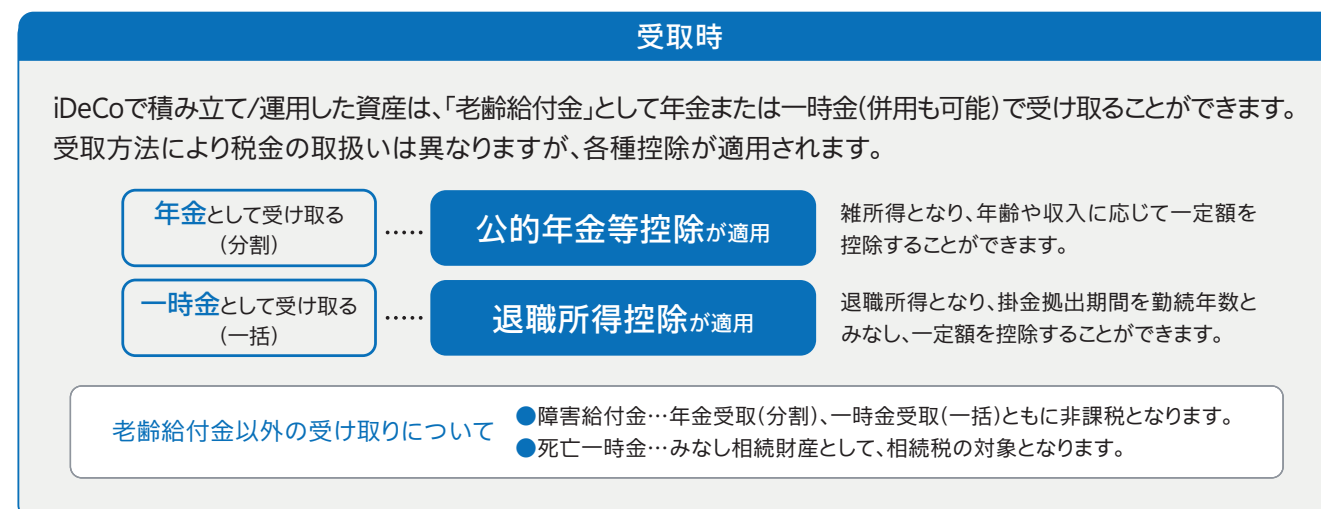
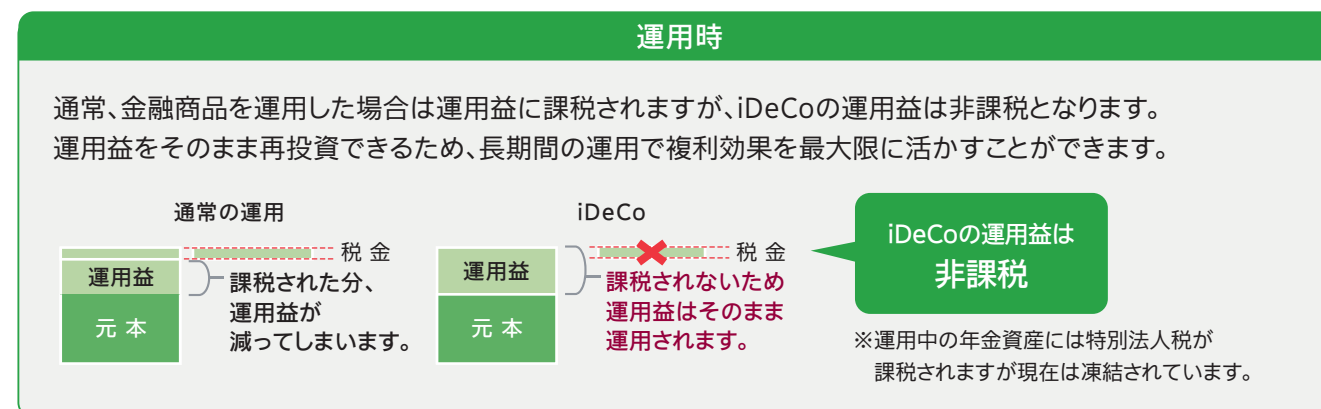
国民年金法の被保険者種別等		掛金限度額	注意事項
第1号被保険者	日本国内居住の自営業者やその家族(配偶者等)、自由業、学生等	月額68,000円	国民年金基金の掛金、国民年金の付加保険料と合算した金額
任意加入被保険者	国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の方、海外居住者の方		
第2号被保険者 (会社員や公務員等の厚生年金保険の被保険者)	企業年金等に参加していない	月額23,000円	中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)の掛金と合算した金額
	企業型DCや確定給付型年金などに加入している	月額20,000円	企業型DCの事業主掛金額、確定給付型年金などの他制度掛金相当額と合算して月額55,000円以内
	公務員		
第3号被保険者	専業主婦(夫)等 第2号被保険者に扶養されている配偶者	月額23,000円	

- 国民年金の保険料を免除/猶予されている方、農業者年金の被保険者は加入できません。
- 企業型DCでマッチング拠出や年単位拠出を利用している方は加入できません。
- 公的年金を65歳前に繰上請求された方、iDeCo老齢給付金を受給された方は加入できません。

iDeCoの税制優遇

iDeCoでは、3つの税制優遇があります。

掛金の積立期間や資産の運用期間が長いほど節税効果も大きくなります。



4 ご理解いただきたいこと

「加入者」と「運用指図者」について

iDeCo口座は、掛金の拠出(積立て)有無によって、次のいずれかで管理されます。
口座開設後に変更を希望する場合は、所定のお手続きが必要となります。



加入者

掛金を積み立てながら運用している方を「加入者」といいます。



運用指図者

掛金の払い込みはせず、これまで積み立てた掛金や移換金の運用のみをしている方を「運用指図者」といいます。

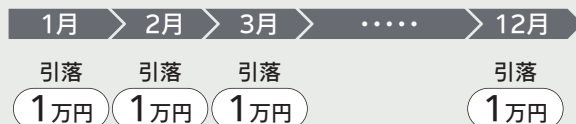
掛金について

掛金の拠出(積立て)方法は、以下いずれかより選択します。

毎月定額

掛金限度額の範囲内で毎月決まった金額を積み立てます。

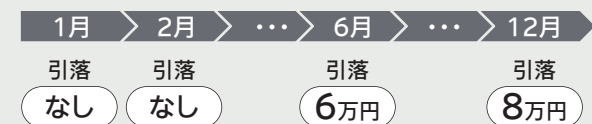
例 毎月定額で積み立てる場合



納付月と金額を指定

掛金限度額の範囲内で指定した月のみ掛金を積み立てる、毎月異なる金額を積み立てるなど決めることができます。
ただし、iDeCoと同時に他の企業年金などに加入している方はこの方法を選択できません。
毎月定額を選択してください。

例 年2回、6月と12月に積み立てる場合



- 掛金の引落は、原則「個人払込(本人名義の口座から振替)」となります。
- 第2号加入者のうち、お勤め先で選択可能な場合は「事業主払込(給与天引き)」を選択できます。
- 掛金の口座振替日は、毎月26日(金融機関休業日の場合は翌営業日)です。
- 掛金の前納や追納は、できません。
- 掛金額の変更は、原則1年に1回しかできません。
- 掛金の拠出は、任意で停止すること/再開することができます。
- 掛金額の変更や掛金の停止/再開を希望する場合は、所定のお手続きが必要となります。
- 掛金の引落は、以下の年齢到達月の26日までとなります。

第1号/第3号被保険者

60歳到達月の
26日が最終引落

第2号/任意加入被保険者

65歳到達月の
26日が最終引落

掛金の引落が終了すると、
「加入者」から「運用指図者」
となります。

※年齢到達月は、60歳/65歳になる誕生日の前日が属する月となります。

※第2号被保険者で公的高齢年金の受給権を有しない65歳以上の方は、75歳到達月の26日が最終引落となります。

手数料について

- iDeCo口座を開設する際には、口座開設手数料がかかります。
- iDeCo口座を保有している間は、口座管理手数料がかかります。
- 口座管理手数料は掛金の拠出有無によっても異なります。
- 掛金から手数料を差し引いた金額で運用商品を購入します。

※手数料の詳細は、加入時に提供している資料、または各運営管理機関のホームページをご確認ください。

企業型確定拠出年金等から資産を持ち運ぶお手続きについて

以前加入されていた企業型DC等の資産をiDeCoに持ち運ぶこと(移換)ができます。

- 企業型DCの資産をiDeCoへ移換する場合は、企業型DCの加入者資格喪失日が属する月の翌月から起算して6か月を経過するまでにお手続きをおこなってください。
- お手続きをおこなわないまま6か月が経過すると、企業型DCの資産が国民年金基金連合会へ自動移換されます。
- 自動移換された後にiDeCoへ移換する場合は、別途手数料が差し引かれます。
- すでに企業型DCから自動移換されている資産がある場合、iDeCo口座の開設にともない、ご本人からの申出がなくとも開設した口座へ資産が移換される場合があります。

その他ご留意事項

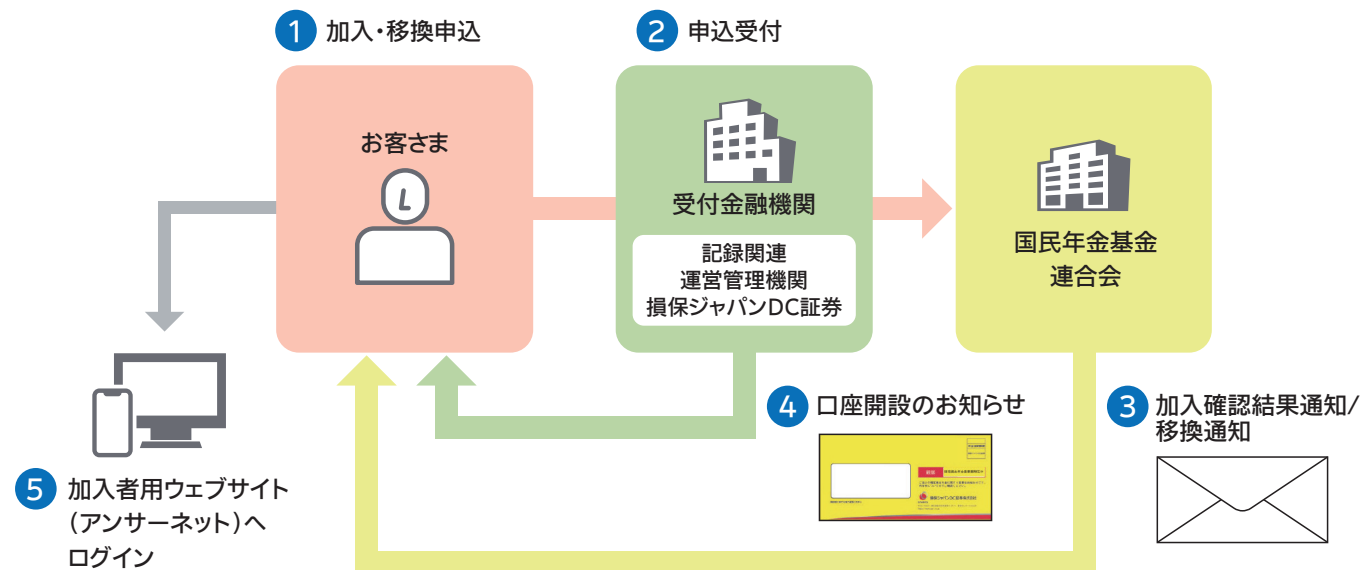
- iDeCo口座は複数の金融機関(運営管理機関)で開設することはできません。
- iDeCo加入時は、国民年金基金連合会にて加入資格確認がおこなわれます。
日本年金機構や他の企業年金などの登録内容と、iDeCo加入時の申出内容(基礎年金番号、性別、生年月日)が一致していることをご確認のうえ、申込手続きをおこなってください。
- 法令上、年金給付開始前の脱退や資産の途中引き出しは原則認められていません。また、年金資産を担保にお金を借りたり、受給権を譲渡することもできません。
- 以下の要件をすべて満たす場合に限り、脱退一時金を請求することができます。
 - 60歳未満である
 - 企業型DC加入者でない
 - iDeCoに加入できない者※である
 - 日本国籍を有する海外居住者(20歳以上60歳未満)でない
 - 通算拠出期間(掛金を拠出していない期間は含まない)が1か月以上5年以下、または個人別管理資産額が25万円以下である
 - 障害給付金の受給権者でない
 - 最後に企業型DC加入者またはiDeCo加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していない

※国民年金保険料免除者、外国籍の海外居住者、確定給付企業年金等の他制度加入者で月額5.5万円から他制度掛金相当額を控除した額がiDeCoの最低掛金額5千円を下回る方

5 お申し込み手続きの流れ

加入/移換のお申し込み手続き

お申し込み後、受付金融機関での確認と国民年金基金連合会での審査がおこなわれ、iDeCoの口座が開設されます。口座開設後、国民年金基金連合会や運営管理機関からお客さま宛に各種ご案内が届きます。



加 入

(掛金を拠出するお手続き)

① 加入申込

スターターキットを確認のうえ申込手続きをおこなってください。



② 申込受付

受付金融機関にて申込内容を確認し国民年金基金連合会へ送付します。不備のないお申込を受付した日が加入資格取得日となります。

③ 加入確認結果通知

国民年金基金連合会にて加入資格確認をおこないます。完了すると通知が届きます。(①のお申込手続きをおこなってから、約1～2か月かかります)

個人型年金加入確認通知書

初回掛金の引落日・金額を確認してください。

移 換

(企業型DC等から資産を持ち運ぶお手続き)

① 移換申込

スターターキットを確認のうえ申込手続きをおこなってください。移換元の情報が必要となります。



② 申込受付

受付金融機関にて申込内容を確認し国民年金基金連合会へ送付します。

③ 移換通知

国民年金基金連合会にて受付が完了すると移換手続結果に関する通知が届きます。(①のお申込手続きをおこなってから、約1～2か月かかります)

口座開設後にご対応いただくこと

損保ジャパンDC証券から口座開設のお知らせが届いたら、必ず「配分割合指定」と「メールアドレス登録」をおこなってください。

④ 口座開設のお知らせ



国民年金基金連合会での審査等が完了すると、損保ジャパンDC証券(記録関連運営管理機関)より、「口座開設のお知らせ」が届きます。(①のお申し込み手続きをおこなってから、約1～2か月かかります)

⑤ アンサーネットへログイン



「口座開設のお知らせ」に記載されたログインIDと仮パスワードで、加入者用ウェブサイト(アンサーネット)へログインしてください。パソコン、スマートフォン、タブレットでご利用いただけます。

掛金の配分割合指定

掛金で購入する運用商品を指定してください。ロボアドバイザー機能「つみたてナビ+」を利用できます。



掛金拠出日(引落日+13営業日)の前日までにお手続きしてください。ロボアドバイザー機能を利用せずに、運用商品を指定することもできます。

※インターネット環境がない場合は、コールセンター(アンサーセンター)でもお手続きを受付することができます。

移換金の配分割合指定

企業型DC等からの移換金で購入する運用商品を指定してください。移換申込時に移換金の商品配分を指定された方は、移換金等の配分割合画面に反映されていることを確認してください。



※移換金の配分割合指定についてはロボアドバイザー機能はご利用いただけませんのでご注意ください。



メールアドレス登録

資産残高のお知らせ(詳細は10ページ)を更新した際、メールでお知らせしますので、事前にメールアドレスを登録してください。

掛金の拠出・商品購入

掛金が指定口座から引落しされてから13営業日後にiDeCo口座に入金されます。入金後、指定した商品が購入され、残高に反映されます。(残高に反映されるまで、商品により数日かかります) 残高に反映されると、アンサーネットでご確認いただけます。

移換金の入金・商品購入

移換申込から移換金の入金まで約2～3か月かかります。入金後、指定した運用商品が購入され、損保ジャパンDC証券から「移換完了のお知らせ」が届きます。残高に反映されると、アンサーネットでご確認いただけます。

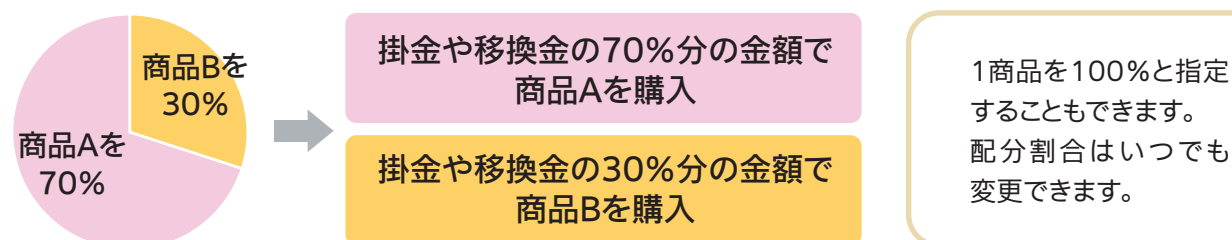
6 運用の方法

運用商品の指定「配分割合指定」

掛金や移換金で、どの商品をどのくらいの割合で購入するか、運用商品の配分割合を指定します。

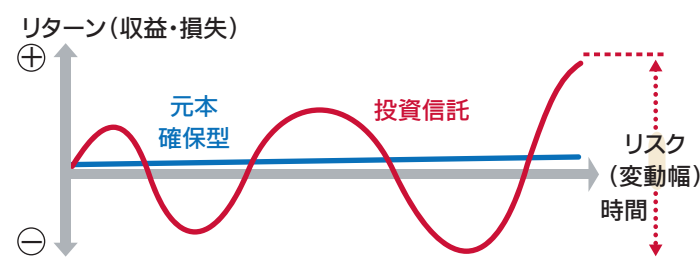
例

配分割合指定



運用商品は？

DCに適した運用商品が用意されています。大きく分けて投資信託(株式・債券等に投資)と元本確保型(保険・預金等)の2種類があります。



投資信託：元本を下回る可能性があるが、高いリターンを期待できる

元本確保型：元本を下回らないが、高いリターンは期待できない

商品選びが不安な方も安心！

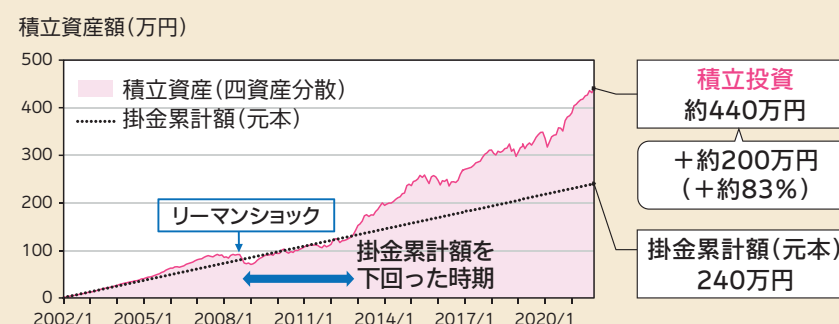
運用経験がない方でもいくつかの質問に答えるだけで回答結果からロボアドバイザーが運用商品や組み合わせをご提案し商品選びをサポートします。



長期投資・分散投資したらどうなる？ ～過去のデータでシミュレーション～

20年間毎月1万円、投資対象を4つの資産に分散し、積立投資していたら…

- 市場の動きにより積み立てた資産は掛金累計額(元本)を下回る時期もありましたが、その後持ち直しています。



各運用商品の詳細については、加入時に提供している資料、または各運営管理機関のホームページ、加入者用ウェブサイト(アンサーネット)をご確認ください。

運用商品を指定しなかったら…？

運用商品の配分割合を指定しないと、運用がはじまりません。商品を指定される前に、掛金の拠出がはじまった場合や移換金の入金があった場合は、現金でのお預かり＝「未指図個人別管理資産」となります。

●指定運用方法の提示がある場合

加入者の運用を支援する仕組みとして、「指定運用方法」が提示されている場合があります。加入者が運用商品を指定しないまま掛金拠出から一定期間が経過すると、提示された指定運用方法(運用商品)が、ご自身が運用指図したものとみなし購入されます。

拠出日の前日

配分割合指定
締切日

拠出日

引落から
13営業日後

現金＝未指図個人別管理資産としてお預かり

特定期間
(3か月)

特定期間満了
通知の送付

猶予期間
(4週間)

指定運用
方法での
運用開始

指定運用方法の提示内容は、運用商品資料でご確認ください。
特定期間を経過しても運用商品の指定がおこなわれていない場合、猶予期間満了日等を記載した通知をお送りします。

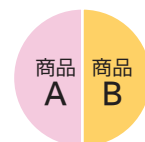
運用商品の変更

運用商品の変更は、「配分割合の変更」と「スイッチング」の2つの方法があります。

配分割合の変更

掛金や移換金等で**今後購入する運用商品**を変更します。

これまで
A、Bを指定
していた

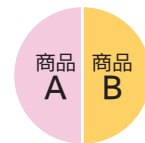


今後は
A、C、D、E
に変更！

スイッチング

現在保有している運用商品を売却し、売却代金で別の運用商品を購入します。

Bを全部
売却して…



売却代金で
C、Dを購入！

お手続きの詳細についてはアンサーネットでご確認ください。

資産状況の確認「資産残高のお知らせ」

資産状況の定期的なご報告として、確定拠出年金規約の定めにより、年に1回以上基準日時点の資産残高等をお知らせします。アンサーネット内で閲覧・ダウンロードすることができます。基準日時点の資産残高、損益、対象期間中の手数料明細等を、過去最大5年分をご確認いただくことができます。



「資産残高のお知らせ」更新時はメールでご案内いたします。メールアドレスのご登録をお願いいたします。書面での郵送をご希望される方は、アンサーネットから個別にご登録ください。

給付の種類

iDeCoの給付金は、3種類あります。



老齢給付金

個人型確定拠出年金規約に定められた60歳以降の一定年齢に到達した方が、受け取ることができる給付金です。一定年齢に到達したあとも、引き続き運用時の税制メリットを受けつつ、75歳まで年金資産を運用していくこともできます。

iDeCoの老齢給付金を受給すると、iDeCoへ再加入することはできませんのでご注意ください。
なお、iDeCoの老齢給付金を受給された方が企業型DCへ加入することは可能です。(他の加入要件を満たしている必要があります。)

受取方法

- 受取方法は「分割受取(年金)」、「一括受取(一時金)」、「一括分割併用受取(一時金・年金)」の3種類です。
- 分割受取の支給期間は、5年以上20年以下です。
- 受取開始後5年を経過した場合、残高を一括で受け取ることも可能です。

受給手続き受付開始年齢・開始日

- 受給手続き受付開始年齢は、通算加入者等期間により異なります。
通算加入者等期間は、60歳までの以下の期間を合算した期間(それぞれの期間が重複する場合は重複する期間を除く)です。
 - 企業型DCの加入者または運用指図者であった期間
 - iDeCoの加入者または運用指図者であった期間
 - 確定拠出年金以外からの制度移行金や移換金があった場合、その対象期間
 過去に脱退一時金を受け取っている場合は、通算加入者等期間が調整される場合があります。

60歳までの通算加入者等期間	10年以上	8年以上 10年未満	6年以上 8年未満	4年以上 6年未満	2年以上 4年未満	1か月以上 2年未満
受給手続き受付開始年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

通算加入者等期間が1か月未満の場合は、iDeCoの資格取得日から起算して5年を経過すると受給のお手続きを開始できます。

- 75歳の誕生日の2日前までにご請求の手続きをおこなう必要があります。75歳の誕生日の2日前までにご請求がない場合は、当社が給付の裁定(判定)をおこない「一括受取(一時金)」でお支払いいたします。
受取方法の選択はできませんのでご注意ください。

障害給付金

加入者(運用指図者、老齢給付金や障害給付金を受給中の方も含む)が「政令で定める程度の障害」の状態となった場合に、受け取ることができる給付金です。「障害認定日」以降も引き続き運用時の税制メリットを受けつつ、75歳まで年金資産を運用していくこともできます。

受取方法

- 受取方法は「分割受取(年金)」、「一括受取(一時金)」、「一括分割併用受取(一時金・年金)」の3種類です。
- 分割受取の支給期間は、5年以上20年以下です。
- 受取開始後5年を経過した場合、残高を一括で受け取ることも可能です。
- 分割受取の場合、5年毎に受取期間、年間受取回数を見直すことができます。

死亡一時金

加入者(運用指図者、老齢給付金・障害給付金の受給権者など、加入者であった方を含む)がお亡くなりになった場合に、そのご遺族が受け取ることができる給付金です。

受取方法

- 一括受取(一時金)のみとなります。
- 死亡一時金の受取人の指定を希望する場合は、所定のお手続きが必要です。
コールセンター(アンサーセンター)に必要書類をご請求ください。

受給のお手続き

給付金を受け取ることを受給といいます。

給付金を受け取るには、ご自身(死亡一時金の場合はご遺族)によるお手続きが必要です。

加入者用ウェブサイト(アンサーネット)から必要書類を請求のうえ、ご提出ください。

インターネット環境がない場合は、コールセンター(アンサーセンター)に必要書類をご請求ください。

8 損保ジャパンDC証券のサービス

アンサーネット・アンサーセンター

ご加入後の各種変更手続き・情報提供などはアンサーネットとアンサーセンターでサポートします。
なお、ご加入のプランによっては、アンサーセンターで各種変更手続きを受付できない場合があります。
ご加入の運営管理機関へお問い合わせください。

加入者用ウェブサイト



24時間365日(システムメンテナンス時は除く)

残高照会、取引履歴照会、運用商品の確認・変更、パスワード変更/再発行等ができます。
運用商品選びをサポートするロードアドバイザー機能もご利用できます。

お問い合わせ



https://www.rk.sjdc.co.jp/ja/member_inquire/index_02.html



お問い合わせは、専用フォームおよびコールセンターで承ります。
専用フォーム、電話番号はお問い合わせページにてご確認ください。
お手続きに関する「よくあるご質問」、各種手続き書類のダウンロードサイトなども掲載しています。

各種変更があったとき

加入時にお申し出いただいた内容に変更があったときは、**14日以内**にお手続きが必要です。
お手続きが遅れると、通知物が届かなくなったり、掛金の引落しが停止されるおそれがあります。

各種変更手続きの書類は、損保ジャパンDC証券のホームページからダウンロード(印刷)ができます。
(インターネット環境がない場合は、アンサーセンターに必要書類をご請求ください。)
書類の提出先は、ご加入の運営管理機関にお問い合わせください。

氏名・住所等が変わった

国民年金の種別が変わった

掛金額を変更したい

掛金引落口座を変更したい

掛金の引落をやめたい

掛金の払込方法を変更したい

企業年金等の加入状況が変わった

iDeCoの加入者資格を喪失した

など

損保ジャパンDC証券のホームページより、各種手続き書類をダウンロードできます。

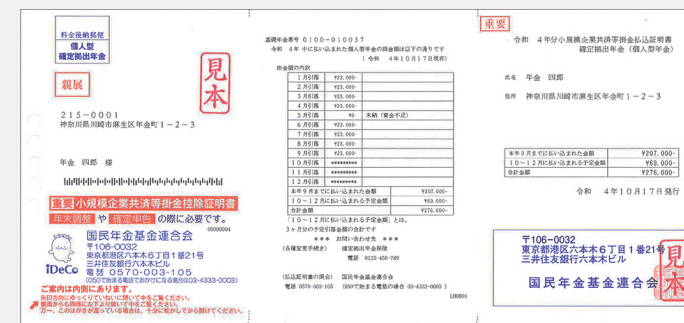
損保ジャパンDC証券

検索

9 所得控除のお手続き

iDeCoの掛金は、小規模企業共済等掛金控除の対象となり、加入者ご本人に所得がある場合は、所得控除を受けることができます。
所得控除を受けるには、確定申告や年末調整のお手続きが必要です。

当年中に掛金の払い込みを行った方を対象に、毎年10月下旬頃から順次、国民年金基金連合会より「**小規模企業共済等払込証明書**」(ハガキ)が届きます。



本年9月までに払い込まれた金額	¥207,000-
10~12月に払い込まれる予定金額	¥69,000-
合計金額	¥276,000-

第1号/第3号/任意加入被保険者の方

確定申告をしてください。届いた「払込証明書」は確定申告の際に税務署へ提出してください。
(収入の金額によっては所得控除が適用されない場合があります。)

第2号被保険者の方

年末調整をしてください。届いた「払込証明書」は年末調整の際にお勤め先へ提出してください。
年末調整に間に合わなかった場合は、確定申告してください。

<注意事項>

- 当年の初回掛金納付月が10月以降の場合、ハガキは11月下旬から翌年1月下旬頃に発送されます。
- 第2号被保険者で「事業主払込」をご利用の方は、ハガキは届きません。
お勤め先にて所得控除の手続きをおこないますので、ご自身でのお手続きは不要です。

損保ジャパンDC証券のホームページで「小規模企業共済等掛金払込証明書」について詳しくご案内しています。
(再発行手続きもこちらから)

損保ジャパンDC証券

検索